

がんや治療のこと、仕事や生活のことなど、さまざまな不安や悩み、疑問などご相談できると安心です。

## よりそがん相談サポーターにご相談ください。

電話・Webからご利用いただけます。



専門知識を持ったよりそがん相談サポーターが  
あなたの不安や悩みによりそって、解決を支援します！

ご相談者  
満足度  
96.4%<sup>(\*)</sup>

よりそがん相談サポーターは、がん患者様のご相談サポートの経験がある看護師・社会福祉士等のメンバーで構成された専任のサポートチームです。

■がんに関するさまざまなことをご相談いただけます(がんの疑いがある段階からご利用いただけます)。



### 治療の不安・悩み

(ご案内サービス例)  
訪問面談サービス  
Webセカンドオピニオンサービス



### こころの不安・悩み

(ご案内サービス例)  
心理カウンセリング  
がん経験者コミュニティサイト



### お金(就労)の不安・悩み

(ご案内サービス例)  
がん専門社労士相談サービス



### 生活の不安・悩み

(ご案内サービス例)  
家事代行サービス  
ミールキット・食品宅配

(\*)N=366「アフラックのよりそがん相談サポート」ご利用満足度アンケート(2024年1~7月Hatch Healthcare株式会社実施)

アフラックのよりそがん相談サポートの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ  
<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html> をご確認ください。

●アフラックのよりそがん相談サポートは、Hatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。アフラックのよりそがん相談サポートおよびよりそがん相談サポーターが案内する各種サービスの内容は、2025年3月17日現在のものであり、将来予告なく変更または中止される場合があります。●アフラックのよりそがん相談サポートで案内する各種サービスは、Hatch Healthcare株式会社またはHatch Healthcare株式会社の提携先が提供いたします。●アフラックのよりそがん相談サポートはアフラックのすべてのがん保険(責任開始日を迎えていて、かつ有効な契約)の被保険者様が被保険者様自身のがんに関して利用できるサービスです。●被保険者様とその代理として被保険者様の同意を得たご家族(原則、配偶者および二親等内)がご利用いただけます。被保険者様のがんおよびがんの疑いについてのご相談が対象です。●よりそがん相談サポーターが案内する各種サービスには、無料で利用できるサービスもありますが、アフラックのよりそがん相談サポートの利用の対象となるがん保険に複数ご加入いただいても、無料で提供回数は変わりません。●上記サービスの他にご利用いただけるサービスがあります。詳細は、アフラックオフィシャルホームページ <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/> をご確認ください。

お子さまの未来を守る

あなたによりそ  
がん保険  
ミライトキッズ

“大切な子どもの未来を守りたい”

そんな想いにこたえる、  
「あなたによりそがん保険 ミライトキッズ」誕生しました

月々310円\*からの手軽な保険料で、お子さまのがんの保障に備えることができます。  
詳細は募集代理店にお問い合わせください。

※上皮内新生物給付割合10%/月払/団体取扱/保険料払込期間:23歳/男女共通(0~満18歳)  
更新後の保険料は、更新時の保障内容・年齢(23歳)によって決まるため、加入時の保険料とは異なります。

・「本冊子」に記載の保障内容および保険料などは2025年3月17日現在のもので、  
・保険料は被保険者の契約日における満年齢(1年末満は切捨)により決まります。  
・特約のみをお申込みいただくことはできません。  
・20名様以上のご契約を条件に、個別にご契約されるより保険料はお安くなっています。  
・退職されても所定の退職者組織の会員になることにより、集団料率で契約を継続いただけます。  
・所定の退職者組織の会員でない場合は個別料率に変わります。  
・「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」は商品内容やご契約に関する大切な事項を記載しています。“お支払いできない場合”や“新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し”など、お客様にとって不利益となることも記載していますので、必ずご確認ください。  
・記載の保障内容以外をご希望の場合はお問い合わせください。  
・本冊子に記載の当社は引受保険会社のことをいいます。  
・お客様の健康状態によっては割増された保険料をお払いいただくことで、ご契約をお引受けできる場合があります。また、特定の病気について保障しない条件を付けてご契約をお引受けできる場合があります。

お問い合わせ、お申込みは

<募集代理店> (アフラックは代理店制度を採用しています)

<引受保険会社>

株式会社 郵 愛

〒151-8502 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-20-6

電話: 0120-025-915 (通話無料)

お問い合わせ時間: 9時~17時 休業日: 土曜・日曜・祝日

募集代理店は、当社以外の保険商品を取扱っている場合があります。詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

Aflac

アフラック

東京第二法人営業部  
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1新宿三井ビル20階  
URL: <https://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について  
コールセンター 0120-5555-95 平日9:00~18:00 土曜日9:00~17:00※祝日・年末年始を除きます。

AF006-2025-0022 2月21日(270221)

日本郵政グループ労働組合

一募集代理店 株式会社 郵愛一

「生きる」を創る。

Aflac

団体割引適用の

# JP労組 組合員専用がん保険

(あなたによりそがん保険 ミライト JP労組プラン)

保障と相談サポートで

あなたによりそ  
がん保険  
ミライト

がん保険、  
入っておけばと  
なる前に…

手頃な保険料 JP労組プラン  
ミライトバリューコース

安心の保障 JP労組プラン  
ミライト基本コース

手厚い保障 JP労組プラン  
ミライト充実コース

特徴1

がんと診断されたら一時金を保障!

【充実コース】の場合、診断給付金は100万円をお支払いします。  
上皮内新生物と診断された場合も、同額の一時金を保障します。

特徴2

がんと診断されたら、保険料払込は免除!

【がん診断保険料払込免除特約(上皮内新生物保障特則付)】を  
付加した場合、がん・上皮内新生物の診断確定後は、以後保険  
料の払込は不要となります。

募集代理店

引受保険会社

JP労組保険代理店

「生きる」を創る。

株式会社 郵 愛

Aflac

あなたによりそがん保険 ミライト JP労組プラン

この保険は、以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの商品です。商品内容がお客さまのご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、裏面に記載の募集代理店までご連絡ください。

このパンフレットで ご案内する 保障分野	がんや 重大疾病 (心疾患・ 脳血管疾患) の保障	対応する 商品・特約	あなたによりそがん保険 ミライト がん要精検後精密検査保障特約 治療後生活サポート保障特約 女性がん特約 重大疾病一時金特約 がん診断保険料払込免除特約 診断給付金複数回支払特約 がん特定治療保障特約 外見ケア特約 がん入院特約 がん通院特約 がん先進医療・患者申出療養特約	このパンフレットではご案内しておりません	病気やケガの 保障	介護や障がいの 保障	死亡時の 保障	貯蓄 教育資金や (老後生活資金準備など)
----------------------------	---------------------------------------	---------------	--	----------------------	--------------	---------------	------------	-----------------------------

この「パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」は記載の保険の概要を説明しています。  
ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

# 診断前から治療後の生活まで。一人ひとりに最適な安心を提供します。

幅広い保障はもちろん、相談するたび、そのとき必要なサポートが受けられる新しいがん保険の誕生です。

## 1 がん・上皮内新生物と診断されたら一時金を保障!

【ミライト充実コース】の場合、診断給付金は100万円をお支払いします。上皮内新生物と診断された場合も、同額の一時金を保障します。

## 2 がん・上皮内新生物と診断されたら、保険料払込は不要

【がん診断保険料払込免除特約】を付加した場合、がん・上皮内新生物の診断確定後は、**以後の保険料の払込は不要**となります。(上皮内新生物保障特約を付加した場合)

## 3 通院も保障!

がん治療(手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン療法・緩和療養)のための通院、通院期間中の通院は**日数無制限**で保障します。

## 4 抗がん剤治療も保障!

所定の抗がん剤治療・ホルモン療法・緩和療養のみに該当する場合 **通算120回\*1**、入院、所定の手術・放射線治療は**回数無制限**で月額50,000円\*2を保障します。  
\*1 ホルモン療法のみを受けた月は通算の支払回数のうち0.5回分として計算します。 \*2 ホルモン療法のみ場合は2.5万円

## 5 一時金は1年に1回!何度でも。

【診断給付金複数回支払特約】を付加した場合、所定の条件に該当すれば、診断給付金は1年に1回を限度に**回数無制限**でお支払いします。

## 6 団体割引適用の保険料!

団体割引が適用された保険料でお申込みいただけます。契約者を組合員とすることで、2親等以内のご家族も**団体保険料**で加入できます。

### 身近な病気であるがん。がんと診断される人は増加しており、今や一生のうちに2人に1人ががんと診断されるといわれています。

■一生のうちにがんと診断される割合

男性 2020年:62.1% 2003年:53.4%  
女性 2020年:48.9% 2003年:39.0%

■がんにかかるリスク 年齢階級別 累積罹患リスク 2020年 全部位 (%)

0~39歳 0~49歳 0~59歳 0~69歳 0~79歳 生涯

国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」グラフデータベース 累積罹患リスク(2003年・2020年のデータに基づく)をもとにアフラック作成

### がん治療における通院は増加傾向にあり、入院よりも割合は高くなっています。がん治療では、手術、放射線治療、抗がん剤治療・ホルモン療法や緩和療養などの治療方法があります。

■がん(悪性新生物)の外来受療率・入院受療率の推移(\*3)

近年、**通院(外来)**は増加傾向にあり、入院の割合を上回っています。

(人口10万対) 平成17年 平成20年 平成23年 平成26年 平成29年 令和2年

■がん治療経験者の三大治療の受療割合(\*4)

がんの主な治療法として、三大治療があります。

このうち治療別の割合

- 手術 85.9%
- 放射線治療 21.2%
- 抗がん剤治療・ホルモン療法 37.5%
- 緩和療養

■治療期間(例)(\*4)

抗がん剤治療・ホルモン療法を含む治療を受けた場合の治療期間は平均**1年11か月**です。

6か月未満 27.9%  
6か月以上1年未満 25.9%  
1年以上2年未満 18.1%  
2年以上 27.9%

※端数処理の関係で内訳の合計が100%とならないことがあります。

■治療期間別費用総額(\*4)(\*5)

(万円) 6か月未満 6か月以上~1年未満 1年以上~2年未満 2年以上

### がん治療後も、収入減少や経済的負担が発生することもあります。

■がん治療完了後の収入(\*6)

「増加した」「やや増加した」 4.7%  
「無収入の期間があった」「減少した」「やや減少した」 34.1%  
「変わらなかった」 61.0%

※端数処理の関係で内訳の合計が100%とならないことがあります。

■治療後に負担と感じた費用(\*6)

加えて、治療後にかかる費用について、負担に感じている方もいます。

再発予防の定期検査費用	48.1%
定期検査のため、病院までの交通費(タクシーの利用も含む)	27.3%
がんの後遺症を緩和するアイテム購入やマッサージ費用	16.9%

■がん治療の副作用や手術による外見の変化と費用の例(\*7)

脱毛	ウィッグ(かつら)購入にかかった費用	総額 平均 <b>11.2万円</b>
顎(あご)の一部を切除したことによる顔の変形   手や足の切断	欠損した部位の外見と機能を補う医療用具(エビテーゼ)の購入 など	

(\*3)厚生労働省「平成17,20,23,26,29年,令和2年 患者調査」 (\*4)がん罹患患者およびその家族へのアンケート調査(2024年7月アフラック実施) (\*5)養費制度を利用した後の自己負担額です。 (\*6)がん罹患患者およびその家族へのアンケート調査(2024年7月アフラック実施) (\*7)がん罹患患者およびその

治療にかかった費用のうち、公的医療保険対象となった費用と公的医療保険対象外の費用を合算したものです。なお、公的医療保険対象となった費用は、高額療養家族へのアンケート調査(2024年7月アフラック実施)

特長  
保障内容  
保険料  
支払事由/免除事由  
契約概要  
注意喚起情報その他重要事項

# アフラックの「あなたによりそうがん保険 ミライト」は、幅広い保障内容でがんに備えられるので安心です。

給付金のお支払いなどについて、詳しくはP.18～20および「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

**!** 保障の開始まで2カ月の待ち期間(保障されない期間)があります。ただし、重大疾病一時金特約には待ち期間はありません。詳細は「注意喚起情報」をご確認ください。

JP労組プラン	診断	給付内容	対象	手頃な保険料で備えたい方に			安心のおすすめ保障			充実の保障で備えたい方に			保険期間
				ミライト バリューコース	ミライト 基本コース	ミライト 充実コース							
	診断	診断給付金	がん・上皮内新生物と診断確定されたとき	○	○	一時金として がん <b>50万円</b> 上皮内新生物 <b>50万円</b>	一時金として がん <b>50万円</b> 上皮内新生物 <b>50万円</b>	一時金として がん <b>100万円</b> 上皮内新生物 <b>100万円</b>				終身	
	治療	入院給付金	がん・上皮内新生物の治療を目的とする入院をしたとき	○	○	保障はありません	1日につき <b>5,000円</b>	1日につき <b>5,000円</b>					
		通院給付金	がん・上皮内新生物の治療を目的とする所定の通院をしたとき	○	○	1日につき <b>5,000円</b>	1日につき <b>5,000円</b>	1日につき <b>5,000円</b>					
		治療給付金	がん・上皮内新生物の治療を目的として、下記いずれかに該当したとき 入院 手術 放射線治療(電磁波温熱療法を含む) 抗がん剤治療 ホルモン療法 緩和療養	○	○	該当した月ごとに ホルモン療法の場合 <b>2.5万円</b> その他 <b>5万円</b>	該当した月ごとに ホルモン療法の場合 <b>2.5万円</b> その他 <b>5万円</b>	該当した月ごとに ホルモン療法の場合 <b>2.5万円</b> その他 <b>5万円</b>					
		がん先進医療・患者申出療養給付金(*)	「がん」の診断や治療で先進医療・患者申出療養を受けたとき	○	—	<b>自己負担額と同額</b> (通算2,000万円まで)	<b>自己負担額と同額</b> (通算2,000万円まで)	<b>自己負担額と同額</b> (通算2,000万円まで)					
		がん先進医療・患者申出療養一時金(*)			一時金として 1年に1回 <b>15万円</b>	一時金として 1年に1回 <b>15万円</b>	一時金として 1年に1回 <b>15万円</b>				10年満期 自動更新		

## さらにニーズにあわせて特約を付加して、保障を強化

がん診断保険料払込免除特約 (上皮内新生物保障特則付)	がん・上皮内新生物と診断確定されたとき	○	○	以後の保険料はいただきません(保障は継続します)					
診断給付金複数回支払特約(1年型)	複数回診断給付金	診断確定された月の初日から1年以上経過後に所定の条件に該当したとき			1回につき	がん <b>50万円</b> 上皮内新生物 <b>50万円</b>			終身
がん要精検後精密検査保障特約	要精検後精密検査給付金	所定のがんの検診を受診し、医師の要精密検査の判定により精密検査を受けたとき			検診ごとに1年に1回	<b>2万円</b>			10年満期 自動更新
治療後生活サポート保障特約	治療後生活サポート給付金(*)	がんの治療を目的として治療給付金の支払事由に該当した後、支払判定期間中にがんによる治療給付金の支払いがなかったとき			支払判定期間ごとに1回	<b>5万円</b>			終身
がん特定治療保障特約	特定保険外診療給付金(*)	がん診療連携拠点病院等において、公的医療保険制度の対象とならない所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン療法を受けたとき	○	—	該当した月ごと	<b>50万円</b>			10年満期 自動更新
	がんゲノムプロファイリング検査給付金(*)	「がん」の治療を目的とするがんゲノムプロファイリング検査を受けたとき	○	—	該当した月ごと	<b>10万円</b>			10年満期 自動更新
外見ケア特約	外見ケア給付金(*)	「がん」の治療を目的とするつぎの①②いずれかの手術を受けたとき ①顔・頭部の手術 ②手足の切断術	○	—	①②各1回ずつ	<b>20万円</b>			10年満期 自動更新
		「がん」の治療により頭髪の脱毛の症状が生じたとき	○	—	1回限り	<b>10万円</b>			10年満期 自動更新
重大疾病一時金特約	重大疾病一時金	心疾患・脳血管疾患の手術や所定の入院をしたとき			1年に1回	<b>50万円</b>			終身

## 女性のみ さらにご希望に合わせて特約を付加して、がんの保障を強化

女性がん特約	女性特定ケア給付金(*)	「がん」の治療を目的とする乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術を受けたとき	○	—	1回につき	<b>20万円</b>			10年満期 自動更新
	乳房再建給付金(*)	女性特定ケア給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について乳房再建術を受けたとき	○	—	1乳房につき1回ずつ	<b>50万円</b>			10年満期 自動更新

(\*) 上皮内新生物は、保障の対象外です。

がん診断保険料払込免除特約付  
(上皮内新生生物保障特約)

あなたによりそがん保険 ミライト

保険期間／保険料払込期間：終身  
(がん先進医療・患者申出療養特約、がん要精検後精密検査保障特約、  
がん特定治療保障特約、外見ケア特約は10年)  
●記載の保険料は契約時の保険料となります。

団体取扱  
月払保険料(単位:円)

男性 解約払戻金 無型 定額タイプ 契約年齢 0歳～満85歳

Table with columns for age (0-85), insurance plan (JP労組プラン), and various insurance benefits (診断給付金, がん要精検後精密検査, etc.).

左記JP労組プランの保険料には、「がん先進医療・患者申出療養特約」の保険料が含まれています。

※<がん先進医療・患者申出療養特約><がん要精検後精密検査保障特約><がん特定治療保障特約><外見ケア特約>には更新があり、更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。

がん診断保険料  
払込免除特約なし

あなたによりそがん保険 ミライト

保険期間／保険料払込期間：終身  
(がん先進医療・患者申出療養特約、がん要精検後精密検査保障特約、  
がん特定治療保障特約、外見ケア特約は10年)  
●記載の保険料は契約時の保険料となります。

団体取扱  
月払保険料(単位:円)

男性 解約払戻金 無型 定額タイプ 契約年齢 0歳～満85歳

Table with columns for age (0-85), insurance plan (JP労組プラン), and various insurance benefits (診断給付金, がん要精検後精密検査, etc.).

左記JP労組プランの保険料には、「がん先進医療・患者申出療養特約」の保険料が含まれています。

料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。

がん診断保険料払込免除特約  
(上皮内新生物保障特約)

団体取扱  
月払保険料(単位:円)

あなたによりそがん保険 ミライト

女性 解約払戻金 無型 定額タイプ 契約年齢 0歳~満85歳

保険期間/保険料払込期間:終身  
(がん先進医療・患者申出療養特約、がん要精検後精密検査保障特約、  
がん特定治療保障特約、外見ケア特約、女性がん特約は10年)  
●記載の保険料は契約時の保険料となります。

契約日の満年齢	JP労組プラン ミライト バリュー コース	JP労組プラン ミライト 基本 コース	JP労組プラン ミライト 充実 コース	がん 先進医療・ 患者 申出療養 特約	診断 給付金 複数回 支払特約	がん要精 検後 精密検査 保障特約	治療後 生活 サポート 保障特約	がん 特定治療 保障特約	外見 ケア 特約	女性 がん 特約	重大疾病 一時金 特約
0歳	990	1,155	1,535	100	360		60	31	19		395
1歳	1,000	1,170	1,550	100	370		65	31	19		400
2歳	1,030	1,200	1,590	100	380		65	31	19		410
3歳	1,050	1,225	1,625	100	390		65	31	19		415
4歳	1,070	1,250	1,660	100	410		70	31	19		425
5歳	1,100	1,285	1,705	100	420		70	31	19		430
6歳	1,115	1,300	1,720	100	430		75	32	19		440
7歳	1,135	1,325	1,755	100	450		75	32	19		450
8歳	1,160	1,355	1,795	100	460		80	32	19		455
9歳	1,190	1,385	1,835	100	480		80	32	19		465
10歳	1,215	1,420	1,880	100	490		85	32	19		475
11歳	1,245	1,455	1,925	100	510		85	32	19		485
12歳	1,265	1,480	1,960	100	520		90	32	19		495
13歳	1,295	1,510	2,000	100	540		90	32	19		505
14歳	1,325	1,545	2,045	100	560		95	33	20		510
15歳	1,370	1,595	2,105	100	580		95	33	20		525
16歳	1,385	1,615	2,135	100	600		100	33	20	67	535
17歳	1,430	1,665	2,205	100	610		100	34	20	67	550
18歳	1,465	1,700	2,250	100	630		105	34	20	67	560
19歳	1,491	1,731	2,291	101	650		105	35	21	68	575
20歳	1,536	1,781	2,361	101	670		110	37	22	69	590
21歳	1,587	1,852	2,452	102	700	378	115	40	23	70	610
22歳	1,622	1,892	2,502	102	720	389	120	43	24	71	630
23歳	1,682	1,962	2,592	102	740	403	125	47	26	73	655
24歳	1,743	2,028	2,688	103	770	418	130	52	27	75	675
25歳	1,799	2,094	2,774	104	790	432	135	57	29	77	700
26歳	1,875	2,175	2,885	105	820	449	140	62	32	79	725
27歳	1,936	2,246	2,986	106	840	466	145	69	34	82	750
28歳	2,012	2,327	3,097	107	870	483	150	76	37	85	780
29歳	2,083	2,408	3,208	108	900	503	155	84	40	90	810
30歳	2,149	2,479	3,309	109	920	523	160	93	43	99	840
31歳	2,219	2,559	3,419	109	940	546	165	102	47	109	865
32歳	2,300	2,650	3,540	110	960	570	170	112	50	123	890
33歳	2,356	2,721	3,631	111	980	596	175	122	55	141	915
34歳	2,426	2,801	3,741	111	1,000	625	180	135	59	160	935
35歳	2,507	2,892	3,862	112	1,020	652	185	147	62	182	960
36歳	2,577	2,972	3,972	112	1,030	679	190	162	67	206	990
37歳	2,648	3,053	4,073	113	1,040	705	195	177	72	233	1,015
38歳	2,714	3,144	4,194	114	1,060	729	200	192	77	263	1,045
39歳	2,794	3,229	4,309	114	1,070	752	205	207	82	286	1,075
40歳	2,869	3,314	4,424	114	1,090	772	210	222	87	305	1,110
41歳	2,935	3,395	4,535	115	1,100	784	220	235	91	321	1,155
42歳	2,995	3,470	4,630	115	1,120	792	225	249	95	330	1,205
43歳	3,055	3,545	4,735	115	1,130	794	230	261	98	335	1,265
44歳	3,110	3,615	4,825	115	1,140	793	235	271	102	337	1,320
45歳	3,175	3,690	4,930	115	1,150	791	240	280	103	337	1,380
46歳	3,230	3,755	5,015	115	1,160	788	245	287	105	333	1,445
47歳	3,280	3,820	5,100	115	1,160	783	250	293	107	327	1,515
48歳	3,325	3,880	5,190	115	1,170	777	255	296	108	319	1,585
49歳	3,385	3,955	5,295	115	1,170	770	260	296	110	312	1,660
50歳	3,430	4,020	5,380	115	1,180	763	265	300	110	308	1,740
51歳	3,495	4,100	5,490	115	1,180	758	270	304	111	306	1,790
52歳	3,550	4,175	5,595	115	1,190	753	275	307	113	306	1,845
53歳	3,610	4,250	5,690	115	1,190	749	280	312	115	306	1,905
54歳	3,670	4,330	5,800	115	1,200	746	285	317	117	308	1,960
55歳	3,750	4,430	5,940	115	1,200	744	290	323	120	310	2,020
56歳	3,815	4,510	6,050	115	1,200	743	295	331	123	312	2,090
57歳	3,890	4,600	6,180	115	1,210	744	300	340	126	313	2,150
58歳	3,970	4,690	6,310	115	1,210	747	305	350	130	314	2,225
59歳	4,060	4,800	6,460	115	1,210	751	310	362	134	316	2,300
60歳	4,130	4,890	6,590	115	1,210	755	315	372	138	316	2,375
61歳	4,206	4,986	6,716	116	1,210	761	320	382	142	317	2,455
62歳	4,276	5,076	6,836	116	1,220	768	325	390	144	317	2,540
63歳	4,331	5,151	6,941	116	1,230	775	330	398	148	316	2,630
64歳	4,401	5,241	7,061	116	1,240	783	335	405	151	315	2,725
65歳	4,455	5,315	7,155	115	1,250	792	340	411	154	314	2,815
66歳	4,515	5,395	7,265	115	1,250	799	345	415	157	313	2,915
67歳	4,575	5,475	7,375	115	1,260	807	350	418	159	311	3,015
68歳	4,635	5,550	7,480	115	1,260	815	355	420	161	309	3,125
69歳	4,684	5,624	7,584	114	1,260	824	360	420	163	307	3,230
70歳	4,734	5,694	7,684	114	1,260	833	365	419	165	305	3,345
71歳	4,758	5,738	7,748	113	1,260	841	370	417	167	304	3,460
72歳	4,777	5,777	7,807	112	1,270	851	375	413	169		3,580
73歳	4,812	5,832	7,892	112	1,270	862	380	409	170		3,710
74歳	4,831	5,871	7,951	111	1,280	873	385	404	172		3,845
75歳	4,860	5,925	8,035	110	1,280	883	390	399	174		3,985
76歳	4,889	5,974	8,104	109	1,290	893	395	394	176		4,140
77歳	4,918	6,028	8,188	108	1,300	903	400	389	178		4,305
78歳	4,958	6,083	8,273	108	1,310	912	405	385	180		4,485
79歳	5,012	6,157	8,387	107	1,320	920	410	381	182		4,670
80歳	5,051	6,211	8,461	106	1,330	926	415	377	183		4,875
81歳	5,095	6,255	8,545	105	1,350	929	420	374	184		5,085
82歳	5,150	6,310	8,640	105	1,350	930	425	371	186		5,320
83歳	5,209	6,369	8,739	104	1,350	927	430	369	187		5,575
84歳	5,268	6,428	8,838	103	1,360	923	435	367	188		5,835
85歳	5,337	6,497	8,947	102	1,370	918	440	365	188		6,115

※<がん先進医療・患者申出療養特約><がん要精検後精密検査保障特約><がん特定治療保障特約><外見ケア特約><女性がん特約>には更新があり、更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。

がん診断保険料  
払込免除特約なし

団体取扱  
月払保険料(単位:円)

あなたによりそがん保険 ミライト

女性 解約払戻金 無型 定額タイプ 契約年齢 0歳~満85歳

保険期間/保険料払込期間:終身  
(がん先進医療・患者申出療養特約、がん要精検後精密検査保障特約、  
がん特定治療保障特約、外見ケア特約、女性がん特約は10年)  
●記載の保険料は契約時の保険料となります。

契約日の満年齢	JP労組プラン ミライト バリュー コース	JP労組プラン ミライト 基本 コース	JP労組プラン ミライト 充実 コース	がん 先進医療・ 患者 申出療養 特約	診断 給付金 複数回 支払特約	がん要精 検後 精密検査 保障特約	治療後 生活 サポート 保障特約	がん 特定治療 保障特約	外見 ケア 特約	女性 がん 特約	重大疾病 一時金 特約
0歳	839	979	1,289	94	310		55	27	17		350
1歳	849	994	1,304	94	320		55	27	17		355
2歳	874	1,019	1,339	94	330		60	27	17		360
3歳	884	1,034	1,354	94	340		60	27	17		365
4歳	904	1,054	1,384	94	350		65	27	17		375
5歳	924	1,079	1,409	94	360		65	27	17		380
6歳	944	1,104	1,444	94	370		65	27	17		385
7歳	964	1,124	1,474	94	380		70	27	17		390
8歳	974	1,139	1,489	94	400		70	27	17		400
9歳	1,004	1,169	1,529	94	410		75	27	17		405
10歳	1,024	1,194	1,564	94	420		75	27	17		415
11歳	1,054	1,229	1,609	94	430		75	27	17		420
12歳	1,064	1,239	1,629	94	450		80	27	17		430
13歳	1,094	1,274	1,674	94	460		80	27	17		435
14歳	1,114	1,299	1,709	94	470		85	27	17		445
15歳	1,139	1,329	1,749	94	480		90	27	17		455
16歳	1,169	1,359	1,789	94	500		90	28	18	61	465
17歳	1,189	1,384	1,824	94	510		95	28	18	61	470
18歳	1,229	1,429	1,889	94	520		95	28	18	61	480
19歳	1,249	1,449	1,919	94	540		100	29	19	61	490
20歳	1,279	1,484	1,964	94	550		100	30	19	61	505
21歳	1,334	1,544	2,044								

# 給付金を受取れる条件をチェック

⚠ 保障の開始まで2カ月の待ち期間(保障されない期間)があります。  
詳細は **契約概要 P.20** をご確認ください。

給付金のお支払いなどについて、詳しくはP.9~17のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

主契約・特約名称	給付金名称	支払事由	支払限度	支払事由の詳細／制限の例				
主契約 がん保険 2025 〔解約 払戻金 有型・ 無型〕	診断給付金	「がん」「上皮内新生物」と診断確定されたとき	がん・上皮内新生物それぞれ保険期間を通じて1回限り	—				
	治療給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的としてつぎの①から⑤のいずれかに該当したとき ①入院をしたとき ②所定の手術を受けたとき ③所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき ④所定の抗がん剤治療・ホルモン療法を受けたとき ⑤所定の緩和療養を受けたとき	支払事由に該当する月につき1回(通算支払限度) ①②③の場合: 無制限 ④⑤のみ該当する場合: すべての保険期間を通じて120回(*1)	入院	<b>支払対象</b> 医師に大腸がんと診断確定され、その治療を目的とした入院 <b>支払対象外</b> 良性の大腸ポリープの治療のための入院、治療処置を伴わない検査、美容上の処置などのための入院			
				手術	<b>支払対象</b> 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料」の算定対象として列挙されている手術および「輸血料」の算定対象として列挙されている骨髄移植(末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む) <b>支払対象外</b> ・診断・検査(生検・腹腔鏡検査など)のための手術など ・先進医療・患者申出療養に該当する場合			
				放射線治療	<b>支払対象</b> 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料」の算定対象として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む) <b>支払対象外</b> ・体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療 ・血液照射・内服、坐薬、点滴注射などによる投与の場合 ・先進医療・患者申出療養に該当する場合			
				抗がん剤治療・ホルモン療法	<b>支払対象</b> 厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤治療・ホルモン療法による治療(経口投与を含む) ※支払事由の所定の抗がん剤治療・ホルモン療法は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。 <b>支払対象外</b> 治験薬剤による抗がん剤治療・ホルモン療法・先進医療・患者申出療養に該当する場合			
				緩和療養	<b>支払対象</b> ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に定める「薬剤料」または「処方せん料」が算定される疼痛緩和薬および「神経ブロック料」が算定される神経ブロックが使用された入院または通院 ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により「緩和ケア病棟入院料」、「緩和ケア診療加算」または「有床診療所緩和ケア診療加算」が算定される施設への入院 ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により「在宅患者診療・指導料」(往診料は除く)が算定される在宅医療 <b>支払対象外</b> ・疼痛緩和薬または神経ブロックを手術時などの麻酔導入または手術による傷の痛み止めのために使用した場合 ・先進医療・患者申出療養に該当する場合			
				診断給付金 複数回 支払特約 〔2025〕	複数回 診断給付金	<b>「がん」の場合</b> <b>初回</b> 初めて「がん」と診断確定された月の初日から所定の期間(*2)を経過した日の翌日以後に、つぎの①および②に該当したとき ①「がん」と診断確定されていること(*3) ②「がん」の治療を目的として、つぎの(a)から(e)のいずれかに該当したとき (a)入院をしたとき (b)所定の手術を受けたとき (c)所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき (d)所定の抗がん剤治療を受けたとき (e)所定の緩和療養を受けたとき <b>2回目以降</b> 前回の複数回診断給付金の支払事由に該当した月の初日から所定の期間(*2)を経過した日の翌日以後に、上記の①および②に該当したとき <b>「上皮内新生物」の場合</b> <b>初回</b> 初めて「上皮内新生物」と診断確定された月の初日から所定の期間(*2)を経過した日の翌日以後に、つぎの①および②に該当したとき ①「上皮内新生物」と診断確定されていること(*3) ②「上皮内新生物」の治療を目的として、つぎの(a)から(e)のいずれかに該当したとき (a)入院をしたとき (b)所定の手術を受けたとき (c)所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき (d)所定の抗がん剤治療を受けたとき (e)所定の緩和療養を受けたとき <b>2回目以降</b> 前回の複数回診断給付金の支払事由に該当した月の初日から所定の期間(*2)を経過した日の翌日以後に、上記の①および②に該当したとき	・がん、上皮内新生物 それぞれ所定の期間(*2)に1回 ・通算支払回数は無制限	<b>1年型の場合</b> 初めて「がん」と診断確定された月の初日から1年(*4)以上経過後に「がん」が存在し、がん治療のため以下の①から⑤のいずれかに該当した場合(*5) ①入院 ②所定の手術 ③所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ④所定の抗がん剤治療 ⑤所定の緩和療養 (例) 「がん」と診断確定された月の初日 → 1年(*4)経過 → お支払い (診断給付金をお支払い) → がんの治療のための①から⑤のいずれかに該当 → 「がん」の存在が確認されていること
				<b>2年型の場合</b> 初めて「がん」と診断確定された月の初日から1年(*4)経過する前に、がん治療のための入院を開始し、1年(*4)経過後も「がん」が存在し、継続入院している場合(*5) (例) 「がん」と診断確定された月の初日 → 1年(*4)経過 → お支払い (診断給付金をお支払い) → 入院 → 「がん」の存在が確認されていること				

(\*1) 抗がん剤治療、ホルモン療法または緩和療養を受けた月に、入院をしたとき、または手術、放射線治療を受けたときは、支払限度の通算回数には含めません。また、ホルモン療法のみを受けた月は通算の支払回数のうち0.5回分として計算します。  
 (\*2) 「1年型」の場合は1年、「2年型」の場合は2年とします。  
 (\*3) 支払事由に該当する日において、「がん」の存在が確認されていることを要します。「上皮内新生物」の場合も同様です。

(\*4) 「2年型」の場合は2年となります。  
 (\*5) 「上皮内新生物」の場合も同様です。

特長

保障内容

保険料

支払事由／免除事由

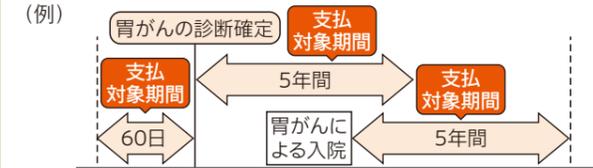
契約概要

注意喚起情報その他重要事項

# 給付金を受取れる条件をチェック

⚠ 保障の開始まで2カ月の待ち期間(保障されない期間)があります。  
 団体取扱の待ち期間については **契約概要 P.20** をご確認ください。

給付金のお支払いなどについて、詳しくはP.9~17のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

主契約・特約名称	給付金名称	支払事由	支払限度	支払事由の詳細／制限の例	
がん 入院特約	入院 給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする入院をしたとき	無制限	同一の日に 2回以上入院した場合は、 <b>1回分のみ支払います。</b>	
				<b>支払対象</b> 厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届出が行われた緩和ケア病棟でのがん治療を目的とした入院	
がん 通院特約 (2025)	通院 給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とするつぎの①②いずれかの通院をしたとき(往診、訪問診療、電話・オンライン診療を含む) ①つぎの(a)から(e)のいずれかを受けるための通院 (a)手術のための通院 (b)放射線治療(電磁波温熱療法を含む)のための通院 (c)抗がん剤治療のための通院 (d)ホルモン療法のための通院 (e)緩和療養のための通院 ②通院期間(*1)中の通院	①無制限 ②通院期間内で無制限 ※通算支払日数は無制限	<b>通院給付金 共通</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>①②両方の支払事由に該当した場合、<b>重複支払いはありません。</b></li> <li>同一の日に通院を2回以上した場合は、<b>1回分のみ支払います。</b></li> <li>「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする入院をしている日に通院をした場合については通院給付金は支払われません。</li> </ul>	
				<b>支払対象</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●初めて「がん」と診断確定された場合 初めて「がん」と診断確定された場合、「診断確定された日の前日から遡った60日間」および「診断確定された日を含めた5年間」が通院期間となります。通院期間中に、「がん」による入院などにより新たな起算日が生じた場合には、その日から新たに5年間の通院期間を起算します。この支払対象期間中のがんの治療のための通院が支払対象となります。</li> </ul> (例) 	
				<b>支払対象外</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●すでに「がん」と診断確定されており、別の「がん」と診断確定された場合 初めて「がん」と診断確定された場合を除き、診断確定された日は通院期間の起算日になりません。 初めて診断確定された「がん」でない場合、「診断確定された日の前日から遡った60日間」の通院保障はありません。</li> </ul> (例) 	
				<b>手術</b> <b>支払対象</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料」の算定対象として列挙されている手術および「輸血料」の算定対象として列挙されている骨髄移植(末梢血幹細胞移植および臍帯血移植を含む)のための通院</li> <li>先進医療に該当する手術のための通院</li> </ul>	
				<b>放射線治療</b>	<b>支払対象</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料」の算定対象として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む)のための通院</li> <li>体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療のための通院</li> <li>先進医療に該当する放射線治療のための通院</li> </ul>
					<b>支払対象外</b> 血液照射のための通院
				<b>抗がん剤治療</b> <b>支払対象</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働大臣の承認を受けた抗がん剤による治療および治験薬剤による抗がん剤治療のための通院(抗がん剤の処方のための通院も含む)</li> <li>先進医療に該当する抗がん剤治療のための通院</li> </ul>	
				<b>ホルモン療法</b> <b>支払対象</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働大臣の承認を受けたホルモン療法による治療および治験薬剤によるホルモン療法のための通院(ホルモン療法薬の処方のための通院も含む)</li> <li>先進医療に該当するホルモン療法のための通院</li> </ul>	
				<b>緩和療養</b> <b>支払対象</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に定める「薬剤料」または「処方せん料」が算定される疼痛緩和薬および「神経ブロック料」が算定される神経ブロックが使用された通院</li> </ul>	
				<b>②通院期間中の通院</b> <b>支払対象</b> 診察や投薬(経口投与を含む)、処置のための通院	

(\*1) 通院期間とは、「がん」「上皮内新生物」それぞれについて、(ア)の起算日の前日から遡って60日以内の期間(\*2)および(イ)(ウ)のいずれかの起算日からその日を含めて5年以内の期間をいいます。  
**【がんの場合】**  
 (ア)初めて「がん」と診断確定された日  
 (イ)「がん」の治療を目的として手術、放射線治療(電磁波温熱療法を含む)、抗がん剤治療、ホルモン療法または緩和療養のいずれかのための通院をした日  
 (ウ)「がん」の治療を目的とする入院の退院日の翌日  
**【上皮内新生物の場合】**  
 (ア)初めて「上皮内新生物」と診断確定された日  
 (イ)「上皮内新生物」の治療を目的として手術、放射線治療(電磁波温熱療法を含む)、抗がん剤治療、ホルモン療法または緩和療養のいずれかのための通院をした日  
 (ウ)「上皮内新生物」の治療を目的とする入院の退院日の翌日

(\*2) 通院期間の全部または一部が、責任開始日前の保険期間中となる場合、責任開始日前の通院期間中の通院に対しては、通院給付金はお支払いしません。

特長

保障内容

保険料

支払事由／免除事由

契約概要

注意喚起情報その他重要事項

# 給付金を受取れる条件をチェック

保障の開始まで2カ月の待ち期間(保障されない期間)があります。  
 団体取扱の待ち期間については **契約概要 P.20** をご確認ください。

給付金のお支払いなどについて、詳しくはP.9~17のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

主契約・特約名称	給付金名称	支払事由	支払限度	支払事由の詳細／制限の例	
治療後生活サポート保障特約	治療後生活サポート給付金	[がん]の治療を目的として初めて主契約の治療給付金の支払事由に該当した後、支払判定期間中 <sup>(※1)</sup> に、「がん」の治療を目的として主契約の治療給付金が支払われなかったとき <sup>(※2)</sup>	保険期間を通じて5回	例1	支払判定期間中に「がん」の治療給付金の支払いがない場合 ・「がん」により、主契約の治療給付金の支払事由に該当した月の翌月初日から1年間の支払判定期間中に「がん」による主契約の治療給付金の支払いがなければ、支払判定期間満了日の翌日を治療後生活サポート給付金の支払事由に該当した日とします。・この場合、治療後生活サポート給付金の支払事由に該当した日を起算日として、新たな支払判定期間が生じます。 ・被保険者が、支払判定期間中に死亡した場合は、治療後生活サポート給付金をお支払いしません。
				例2	支払判定期間中に「がん」の治療給付金の支払いがある場合 ・支払判定期間中に、「がん」による主契約の治療給付金の支払いがあったときは、その翌月初日を起算日として新たな支払判定期間が生じ、その支払判定期間中に「がん」による主契約の治療給付金の支払いがなければ支払判定期間の満了日の翌日を治療後生活サポート給付金の支払事由に該当した日とします。 ・被保険者が、支払判定期間中に死亡した場合は、治療後生活サポート給付金をお支払いしません。
				例3	支払判定期間中に「上皮内新生物」の治療給付金の支払いがある場合 ・「上皮内新生物」により、主契約の治療給付金の支払事由に該当した場合は、治療後生活サポート給付金の支払判定期間の起算日にはなりません。※なお、「上皮内新生物」の治療による主契約の治療給付金が支払われた月に「がん」の治療により主契約の治療給付金の支払事由に該当した場合は、「がん」の治療による主契約の治療給付金が支払われたものとします。 ・被保険者が、支払判定期間中に死亡した場合は、治療後生活サポート給付金をお支払いしません。
がん特定治療保障特約	特定保険外診療給付金	[がん]の治療を目的として、 <b>がん診療連携拠点病院</b> 等で、特定保険外診療 <sup>(※3)</sup> によって、つぎの①から③のいずれかを受けたとき ①手術 ②放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ③抗がん剤治療・ホルモン療法	・支払事由に該当する月につき1回 ・更新後の保険期間を含め、通算12回	支払対象	がん診療連携拠点病院等 <sup>(※)</sup> での国内未承認薬や適応外薬の使用 (※)特定保険外診療を受けた時点において、がん診療連携拠点病院等に指定されている必要があります。
	がんゲノムプロファイリング検査給付金	[がん]の治療を目的として、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に検体検査実施料の算定対象として列挙されている <b>がんゲノムプロファイリング検査</b> <sup>(※4)</sup> を受けたとき	支払事由に該当する月につき1回	支払対象外	・手術、放射線治療、抗がん剤治療・ホルモン療法以外の治療を受けた場合 ・手術、放射線治療、抗がん剤治療・ホルモン療法を受けた病院が、がん診療連携拠点病院等に該当しない場合
がん先進医療・患者申出療養特約	がん先進医療・患者申出療養給付金	[がん]の診断や治療の際に所定の <b>先進医療</b> または <b>患者申出療養</b> を受けたとき	更新後の保険期間を含め、通算2,000万円まで	—	—
	がん先進医療・患者申出療養一時金	がん先進医療・患者申出療養給付金が支払われる療養を受けたとき	1保険年度に1回	—	—
女性がん特約〔2018〕	女性特定ケア給付金	[がん]の治療を目的とするつぎの手術を受けたとき ①乳房観血切除術(乳腺腫瘍摘出術を含む) ②子宮全摘出術 ③卵巣全摘出術	更新後の保険期間を含め、 ①乳房観血切除術:1乳房につき1回ずつ ②子宮全摘出術:1回 ③卵巣全摘出術:1卵巣につき1回ずつ	・両側の乳 ・両側の卵 ・乳房観血	乳房観血切除術を同時に受けた場合、給付金の <b>重複支払いはありません</b> 。 巣全摘出術を同時に受けた場合、給付金の <b>重複支払いはありません</b> 。 切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術のうち <b>2種類以上の手術を同時に受けた場合は、いずれか1種類の手術についてのみ給付金を支払います</b> 。
	乳房再建給付金	女性特定ケア給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について、乳房再建術を受けたとき	更新後の保険期間を含め、1乳房につき1回ずつ	・両側の乳 ・両側の乳	乳房再建術を同時に受けた場合、給付金の <b>重複支払いはありません</b> 。 両側の乳房再建術を同時に受けた後の、片側または両側の乳房への再度の乳房再建術
外見ケア特約	外見ケア給付金	[がん]の治療を目的とするつぎの①②いずれかの手術を受けたとき ①顔または頭部に生じた「がん」の摘出術または切除術 ②手指または足指の第一関節以上の切断術(四肢切断術を含む)	更新後の保険期間を含め、 ①②それぞれ1回ずつ	・「顔または ・「顔または ・「顔または ・「顔または	頭部」には「頸部」は含みません。 頭部」と「頸部」の境界は、前面と側面は下顎底、下顎角より後方は左右の下顎角を頸部後方で結んだ線とし、耳下腺、舌下腺、顎下腺、口腔、舌、上咽頭、中咽頭、鼻腔 などは「顔または頭部」に含みます。 頭、甲状腺、気管、食道などは「頸部」にあたるため、「顔または頭部」には含みません。
		[がん]の治療を原因として、頭髮に脱毛の症状が生じたときと医師に診断されたとき	更新後の保険期間を含め、1回	・下咽頭、喉	
がん診断保険料払込免除特約	保険料払込免除	[がん]と診断確定されたとき	—	保険料払込	免除事由が発生した後に到来する最初の月単位の契約応当日以後の主契約および特約の保険料(更新後の特約の保険料を含む)のお払込みを免除します。
	「上皮内新生物保障特則」を付加した場合	[がん]または「上皮内新生物」と診断確定されたとき	—	—	—
重大疾病一時金特約 <sup>(※5)</sup>	重大疾病一時金	<b>初回</b> つぎの①②いずれかに該当したとき①急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として、手術または入院 <sup>(※6)</sup> をしたとき ②心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞および脳卒中を除く)の治療を目的として、手術または継続10日以上入院 <sup>(※6)</sup> をしたとき <b>2回目以降</b> 前回の重大疾病一時金の支払事由に該当した月の初日から1年以上経過後に、上記①または②のいずれかに該当したとき	・1年に1回 ・通算支払回数は無制限	—	—

(※1) 支払判定期間とは、つぎの①または②のいずれかの起算日からその日を含めた1年間をいいます。  
 ①「がん」の治療を目的として主契約の治療給付金の支払事由に該当した日の属する月の翌月の初日(ただし、「がん」の治療を目的として主契約の治療給付金が支払われる場合に限りです)  
 ②治療後生活サポート給付金の支払事由に該当した日  
 (※2) 治療後生活サポート給付金の支払事由に該当した場合、支払判定期間満了日の翌日を支払事由に該当した日とします。

**特定治療注釈**  
**がん診療連携拠点病院等**とは  
 厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」および「小児がん拠点病院等の整備について」に基づき厚生労働大臣によって指定されたつぎのいずれかに該当する医療機関をいいます。  
 ①がん診療連携拠点病院 ②特定領域がん診療連携拠点病院 ③地域がん診療病院 ④小児がん中央機関 ⑤小児がん拠点病院  
**がんゲノムプロファイリング検査(がん遺伝子パネル検査)**とは  
 主にがんの組織を用いて、1回の検査でがんに関連する多数の遺伝子を同時に調べる検査で、遺伝子変異を明らかにすることにより、一人ひとりの体質や病状に合わせて治療などを行うことを目的とするものです。

(※3) 特定保険外診療とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表および歯科診療報酬点数表の算定対象として列挙されていない診療行為をいいます。ただし、つぎのいずれかに該当するものを除きます。  
 ①先進医療 ②患者申出療養 ③厚生労働大臣により製造販売の承認を受け、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められている抗がん剤治療・ホルモン療法  
 (※4) 公的医療保険制度の対象となるがんゲノムプロファイリング検査を受けるには所定の要件を満たす必要があります。公的医療保険制度の対象になるか否かは、治療を受ける前に主治医にご確認ください。公的医療保険制度等の変更が行われた場合で、がんゲノムプロファイリング検査と同種の検査であると当社が認めた検査について、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その検査を対象に含めることがあります。

※がんゲノムプロファイリング検査給付金の請求にあたって入手する検査に関する情報は「検査有無および検査実施日」のみです。具体的な遺伝情報は入手しません。

**先進医療**とは  
 公的医療保険制度の給付対象となっていない高度の医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術のことです。また、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。  
**患者申出療養**とは  
 公的医療保険制度の給付対象となっていない高度の医療技術を用いた療養のうち、患者の申出に基づき、厚生労働大臣が認める医療技術をいいます。患者申出療養は、実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。  
 ※公的医療保険制度の給付について  
 「先進医療」を受けた場合、または「患者申出療養」を利用した場合、一般の保険診療と共通する部分の費用(診察・検査・投薬・入院料など)は、公的医療保険制度の給付対象となります。ただし、「先進医療」「患者申出療養」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。  
 ※先進医療または患者申出療養の対象となる医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。

(※5) 「重大疾病一時金特約」の対象となる「重大疾病」は以下のとおりです。

対象となる疾病	疾病の例と注意事項
①心疾患	・約款に定める心疾患
急性心筋梗塞	・急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞の2疾病で、冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥ったものをいいます。
②脳血管疾患	・約款に定める脳血管疾患
脳卒中	・くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の3疾病で、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こしたものをいいます。

(※6) 脳血管疾患を原因とする血管性認知症の治療を目的とした精神病床における入院は、脳血管疾患の治療を目的とする入院には該当しません。

# 給付金を受取れる条件をチェック

**!** 保障の開始まで2カ月の待ち期間(保障されない期間)があります。  
 団体取扱の待ち期間については **契約概要 P.20** をご確認ください。

給付金のお支払いなどについて、詳しくはP.9~17のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

主契約・特約名称	給付金名称	支払事由	支払限度	支払事由の詳細/制限の例
がん 要精検後 精密検査 保障特約	要精検後 精密検査 給付金	<p>つぎの①および②に該当したとき</p> <p>①つぎの(ア)から(オ)のいずれかの「がん」について、所定のがんの検診(*1)を受診し、医師により要精密検査(「要確定精検」を含む)(*2)の判定を受けたこと</p> <p>(ア)胃がん (イ)子宮頸がん(女性のみ) (ウ)肺がん (エ)乳がん(女性のみ) (オ)大腸がん</p> <p>②所定のがんの検診を受けた翌日から180日以内に、①の判定に基づき、治療を目的として、入院または通院により公的医療保険制度において保険給付の対象となる精密検査を受けたこと</p> <p>※入院または通院において、精密検査以外の診療行為を受けなかった場合でも、治療を目的とした精密検査を受けたものとします。</p>	<p>・(ア)から(オ)の検診ごとに1保険年度に1回</p> <p>・更新後の保険期間を含め、通算20回</p>	<p><b>支払対象</b></p> <p>がんの検診の翌日から180日以内に精密検査を受診した場合</p> <p>所定のがんの検診を受診した翌日から180日以内に精密検査を受けた場合、給付金をお支払いします。</p>
				<p><b>支払対象外</b></p> <p>がんの検診の翌日から181日以上経過後に精密検査を受診した場合</p> <p>所定のがんの検診を受診した翌日から181日以上経過後に精密検査を受けた場合は、給付金をお支払いしません。</p>
				<p><b>支払対象</b></p> <p>同一保険年度に複数のがんの検診に対して精密検査を受診した場合</p> <p>所定のがんの検診を受診し、複数のがんの検診に対して精密検査を受けた場合、つぎの(ア)から(オ)の検診ごとに1保険年度に1回給付金をお支払いします。</p> <p>(ア)胃がん (イ)子宮頸がん(女性のみ) (ウ)肺がん (エ)乳がん(女性のみ) (オ)大腸がん</p>
				<p><b>支払対象外</b></p> <p>同一保険年度に同一のがんの検診に対して精密検査を複数回受診した場合</p> <p>同一保険年度に同一のがんの検診に対して精密検査を複数回受診した場合は、2回目以降の精密検査については、給付金をお支払いしません。</p>
				<p><b>支払対象</b></p> <p>所定のがんの検診によって、<b>がん</b>と診断確定された場合</p> <p>所定のがんの検診を受診した結果、要精密検査の判定を受けることなく、<b>がん</b>(*)の<b>がん</b>(に限りません)と診断確定された場合には、給付金をお支払いします。</p>
				<p><b>支払対象外</b></p> <p><b>がん</b>と診断確定された後に、<b>がん</b>の検診を受診した場合</p> <p>がん(*)と診断確定された後(がん)の検診を受診していない場合も含む)は、その診断確定されたがんに対応する部位についてがんの検診を受診した場合であっても給付金をお支払いしません。</p>
<p><b>支払対象外</b></p> <p>身体の異常の自覚症状があり医療機関を受診した後に、精密検査を受けた場合</p> <p>身体の異常の自覚症状により医療機関を受診した後日精密検査の必要ありと診断</p>				

(\*1) 所定のがんの検診とは、つぎのいずれかの検診項目を実施した場合で、公的医療保険制度において保険給付の対象とならない検診をいいます。

(1) 受診日において「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」で指定されている検診項目

(2) (1)に定める検診項目よりも詳細な検査が可能であり、(1)に定める検診項目に準じると当社が認めた項目

▶▶ (1)(2)の項目について、詳しくは **パンフレット P.17** をご確認ください。

(注1) 対象となるがんの検診については、その受診方法(市区町村が健康増進事業として実施する検診、職場で実施する検診・健康診断、人間ドックなど)や自己負担の有無は問いません(市区町村が発行するクーポンの利用や、健康保険組合が支給する補助金によって自己負担なく受診した検診も対象です)。

(注2) 身体の異常の自覚などにより医療機関を受診し、医師が診療上必要な検査を実施する場合は、公的医療保険制度において保険給付が行われるため、対象となるがんの検診に含みません。この場合で、法令等に基づき医療費の全額が公費負担となることにより、公的医療保険制度における保険給付の対象とならないときも同様です。

(\*2) 要精密検査とは、がんの検診の結果により異常が認められ、詳細な検査が必要である状態をいいます。つぎのいずれかに該当する場合は、検診の判定区分の名称を問わず、要精密検査の判定を受けたものとします。

① 受診したがんの検診が医師の指示による精密検査と同等の検査であると当社が認めた場合で、同一の検査が必要であると医師によって判定されたとき

② がんの検診の結果により異常が認められ、新たに治療が必要であると医師によって判定されたとき

(\*) (ア) 胃がん (イ) 子宮頸がん(女性のみ) (ウ) 肺がん (エ) 乳がん(女性のみ) (オ) 大腸がん

特長  
 保障内容  
 保険料  
 支払事由/免除事由  
 契約概要  
 注意喚起情報その他重要事項

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」で指定されている検診項目（2024年11月現在）

種類	検診項目
胃がん	つぎの①および②の両方 ①問診 ②胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のいずれか
子宮頸がん	【子宮頸部の細胞診による子宮頸がん検診の場合】 つぎの①から④までのすべて ①問診 ②視診 ③子宮頸部の細胞診 ④内診 【HPV検査単独法による子宮頸がん検診の場合】 つぎの①から③までのすべて ①問診 ②視診 ③HPV検査 ※HPV検査で陽性となった場合に行われるトリアージ検査（細胞診）や、トリアージ検査で陰性となった場合に行われる追跡検査（翌年度以降に行われる上記①～③の検査）も「HPV検査単独法による子宮頸がん検診」に含まれます。
肺がん	つぎの①から③までのすべて ①質問または問診 ②胸部エックス線検査 ③喀痰細胞診 ただし、喀痰細胞診の対象者は、①の結果、原則として50歳以上で 喫煙指数（1日本数×年数）600以上であることが判明した者（過去における喫煙者を含む）とします。
乳がん	つぎの①および②の両方 ①質問または問診 ②乳房エックス線検査（マンモグラフィ）
大腸がん	つぎの①および②の両方 ①問診 ②便潜血検査

上記検診項目よりも詳細な検査が可能であり、上記検診項目に準じると当社が認めた項目（2024年11月現在）※

種類	検診項目
胃がん	—
子宮頸がん	子宮・卵巣（骨盤）MRI検査
肺がん	胸部CT検査
乳がん	乳房超音波（エコー）検査 乳房MRI検査
大腸がん	大腸内視鏡検査 注腸エックス線検査 大腸CT検査

※最新の情報は下記ホームページをご確認ください。https://www.aflac.co.jp/keiyaku/seikyuu/

※PET（PET-CT）検査、全身MRI検査など、上記のがんに特定せず全身を検査対象とする検査は含みません。

## お支払いの対象となる「『がん』の治療」の範囲について

お支払いの対象となる「『がん』の治療」には、手術、放射線治療、抗がん剤治療・ホルモン療法など、「がん」そのものへの直接的な治療だけでなく、「がん」が存在することによって生じた直接の合併症に対する治療や、「がん」の治療によって生じた直接の合併症に対する治療も含まれます。

「がん」が存在することによって生じた直接の合併症の治療の例	・胆管がんにより胆汁の流れが阻害されたために生じた黄疸の治療 ・悪性脳腫瘍により生じた意識障害の治療 など
「がん」の治療によって生じた直接の合併症の治療の例	・「がん」の開腹手術後に生じた手術跡のふくらみ（腹壁瘢痕ヘルニア）の治療 ・食道がんの抗がん剤治療直後の白血球減少により生じた日和見感染症（肺炎）の治療 ・すい臓全摘手術後にインスリンの分泌がなくなることにより生じた糖尿病の治療 など

ただし、「がん」そのものや「がん」の治療が直接の原因とはいえない症状や障害に対する治療については「がん」の治療には含みません。

「がん」そのものや「がん」の治療が直接の原因とはいえない治療の例	・加齢により筋力が弱まっている方が、「がん」に対する開腹手術後に、腹圧が上昇したことにより生じた脱腸（鼠径ヘルニア）の治療 ・高齢により嚥下（えんげ）能力が低下している方が、食道がんの手術後に誤嚥（ごえん）性肺炎を発症した場合の肺炎の治療 ・血圧が高めであった方が、胃がんの手術後に発症した脳梗塞の治療 など
----------------------------------	--

## 契約概要 ～ご契約に関する重要事項～

この契約概要はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただけますようお願いいたします。ご契約に際しては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

ご契約に際しては、保険契約者様（保険契約を結ばれる方）および被保険者様（保障の対象となる方）ともにご本人様が内容をご確認のうえ、お申込みください。ご契約後も本冊子を大切に保管してください。

### 1. <あなたによりそうがん保険 ミライト（以下、<ミライト>といいます。）>の保障内容について

- 特長についてはパンフレットP.1をご確認ください。
- 保障内容についてはP.3～4、9～22をご確認ください。
- 具体的な支払額についてはパンフレットP.3～4をご確認ください。

### 2. 商品名称・しくみ・保険期間・契約年齢などについて

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間
あなたによりそうがん保険 ミライト	【主契約】 がん保険2025〔解約払戻金有型・無型〕	終身	終身 60歳払済 65歳払済 10年払済 5年払済 2年払済
診断給付金複数回支払特約 がん入院特約 がん通院特約 治療後生活サポート保障特約 重大疾病一時金特約	がん診断給付金複数回支払特約〔2025〕 がん入院特約 がん通院特約〔2025〕 治療後生活サポート保障特約 重大疾病一時金特約		
がん診断保険料払込免除特約	がん診断保険料払込免除特約	—（*1）	
がん要精検後精密検査保障特約（*2） がん特定治療保障特約 がん先進医療・患者申出療養特約 女性がん特約〔2018〕 外見ケア特約	がん要精検後精密検査保障特約（*2） がん特定治療保障特約 がん先進医療・患者申出療養特約 女性がん特約〔2018〕 外見ケア特約	10年満期（*3）（*4） 5年満期（*3）（*5） 2年満期（*3）（*5）	10年（*4） 5年（*5） 2年（*5）

（\*1）「がん診断保険料払込免除特約」の保険期間は、主契約および保険料払込免除対象となる特約の保険料払込期間となります。ただし、主契約の保険料払込期間満了後も保険料払込免除の対象となる特約を付加されている場合は、保険期間は終身となります。（\*2）「経験者保険料率に関する特則」が付加された場合は、付加できません。（\*3）自動更新により、保障を継続することができます。（\*4）主契約の保険料払込期間が60歳払済・65歳払済かつ主契約の保険料払込期間満了日までの期間が10年に満たない場合、保険期間および保険料払込期間は主契約の保険料払込期間満了日までとなります。その後は保険期間10年で自動更新となります。（\*5）主契約の保険料払込期間が5年払済・2年払済の場合、契約時の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間満了日までとなります。その後は保険期間10年で自動更新となります。詳細は下記【自動更新について】をご確認ください。

- 特約・特則のみのお申込みおよび中途付加はできません。主契約と同時に申込みください。
- 特則のみを解約することはできません。

#### 【「特別条件特則（特定疾病不担保法）」について】

- 被保険者の健康状態によっては、当社が指定する特定の疾病を保障しない条件でご契約をお引受けできる場合があります。ただし、「重大疾病一時金特約」には本特則は付加されません。詳細は下記【ご契約のお引受けについて】をご確認ください。
- 本特則は「経験者保険料率に関する特則」が付加されている場合には付加できません。

#### 【「経験者保険料率に関する特則」について】

- 本特則は、今までに「がん（悪性新生物）」を経験された方が付加することができます。
- 被保険者の健康状態によっては、本特則を付加することで保険料を割増して、ご契約をお引受けできる場合があります。ただし、「重大疾病一時金特約」には本特則は付加されず、保険料は割増されません。
- 本特則を付加したご契約には、「がん要精検後精密検査保障特約」を付加できません。
- 本特則を付加しない場合と比較して一部の給付金の支払事由が異なります。
- 本特則が付加された場合は、「解約払戻金無型」のみの取扱いとなります。詳細はP.19「6.契約者配当金・解約払戻金・死亡返還金」をご確認ください。

#### 【「指定代理請求特約」（代理人による請求）について】

被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方（指定代理請求人）が被保険者に代わって請求できます（法人契約で受取人が法人の場合を除きます）。詳しくは「ご契約のしおり・約款」の「指定代理請求特約」についてをご確認ください。

#### 【「責任開始期に関する特約」について】

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料の払込みを責任開始の要件とせず、当社の定める日から保障を開始します。ただし、保障の開始までには3か月の待ち期間（保障されない期間）があります。※保障の開始について、詳しくはP.20をご確認ください。

#### 【「電子証券に関する特約」について】

「電子証券に関する特約」を付加した場合、ご契約をお引受けしても紙の「保険証券」は発行せず、ご契約者様専用サイト「アフラック よりそネット」にて、電子証券を発行し、ご契約の内容を表示します。詳しくは保険証券などについてをご確認ください。

#### 【自動更新について】

下記の特約は、健康状態にかかわらず、自動的に更新（自動更新）されます。**更新しない場合は、特約保険期間満了日の2か月前までにご連絡ください。**更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。なお、更新後の特約には、更新日現在の特約条項が適用されます。また、下記の特約を更新した場合、給付金のお支払限度は、更新前の特約で支払われた給付金額や回数を通算して判定します。

特約名称	更新時の年齢	更新後の保険期間	備考
がん要精検後精密検査保障特約	満85歳以下	10年満期（*6）	●保険料の払込みが免除されている場合でも、更新できます。 ●満86歳～満95歳での更新時に限り、申出により保険期間を終身に変更して更新できます。
がん特定治療保障特約			
がん先進医療・患者申出療養特約 外見ケア特約			
女性がん特約〔2018〕	満70歳以下	10年満期（*6）	●保険料の払込みが免除されている場合でも、更新できます。 ●更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳を超える場合には、80歳満期として更新します。
	満71歳～満79歳	80歳満期	

（\*6）更新後の特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日を超えると、**特約の保険期間は主契約の保険料払込期間満了日までとなり、その後の特約の保険期間は10年で自動更新されます。**なお、主契約の**保険料払込期間満了後は、特約保険料を年払でお払込みいただき継続できます。**ただし、特約保険料が当社の定める条件を満たすときは、お申出により月払または半年払への変更が可能です。

### 3. 保障の開始について

ご契約上の保障を開始する時期（日）を「責任開始期（日）」といいます。「あなたによりそうがん保険 ミライト」および特約には、「責任開始期（日）」までの「待ち期間（保障されない期間）」があります。ただし、「重大疾病一時金特約」には「待ち期間」はありません。

### 4. ご契約のお引受けについて

- 現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はお申込みいただけません。
- 契約者と被保険者との続柄は、本人・配偶者または二親等内の親族となります（法人契約は除きます）。
- 被保険者の健康状態によっては、お申込みをお引受けできない場合があります。また、被保険者の健康状態によっては、「特別条件特則（特定疾病不担保法）」の条件を付けてお引受けできる場合があります。「特別条件特則（特定疾病不担保法）」の条件を付けてお引受けする場合、お客様あてに書面または募集代理店を通じてその条件をご提示しますので、ご承諾いただければご契約は成立します。「特別条件特則（特定疾病不担保法）」を付けた契約のご承諾にあたっては、所定の「承諾書」をご提出いただく場合があります。
- 「がん（悪性新生物）」を経験したことがあり、「がん（悪性新生物）」の治療を受けた最後の日から5年以上経過（所定の条件を満たす場合は3年以上経過）している方については、主契約および特約に「経験者保険料率に関する特則」を付加することで、保険料を割増して、ご契約をお引受けできる場合があります。
- お引受けにあたっては、当社所定の制限を定めています。詳しくは、裏面に記載のアフラックコールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

# 契約概要 ~ご契約に関する重要事項~

この契約概要はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

ご契約に際しては、保険契約者様(保険契約を結ばれる方)および被保険者様(保障の対象となる方)ともにご本人様が内容をご確認のうえ、お申込みください。ご契約後も本冊子を大切に保管してください。

## 5. 特約の消滅

下記の事由に該当した場合、特約は消滅します。

がん要精検後精密検査保障特約	つぎの①②いずれかに該当したとき ①支払限度に達したとき ②被保険者が女性の場合は胃、子宮頸部、肺、乳房および大腸のすべての部位について、被保険者が男性の場合は胃、肺および大腸のすべての部位について、がんと診断確定されたとき ※②に該当した場合は、裏面に記載のアフラックコールセンターにご連絡ください。
治療後生活サポート保障特約	支払限度に達したとき
がん特定治療保障特約	特定保険外診療給付金の支払限度に達したとき ※がんゲノムプロファイリング検査給付金をお支払いしていない場合であっても消滅します。
がん先進医療・患者申出療養特約	がん先進医療・患者申出療養給付金の支払限度に達したとき
女性がん特約	つぎの①②いずれかに該当したとき ①給付金のすべての支払限度に達したとき ②支払対象となる乳房・子宮・卵巣のすべてを喪失し、かつ支払事由に該当する可能性がなくなったとき ※②に該当した場合は、裏面に記載のアフラックコールセンターにご連絡ください。
外見ケア特約	外見ケア給付金のすべての支払限度に達したとき

### 【「重大疾病一時金特約」の取扱いについて】

- 主契約が無効とされた場合
  - ・主契約の責任開始日の前日以前に「がん(悪性新生物)」と診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合は、「重大疾病一時金特約」は無効となります。また、主契約の復活の取扱いが無効とされた場合には、「重大疾病一時金特約」の復活の取扱いも無効となります。
  - ・主契約が無効(復活の際は復活の取扱いが無効)とされる前に、「重大疾病一時金」の支払事由に該当し、「重大疾病一時金」を支払う場合には、「重大疾病一時金」の支払事由に該当したときに遡って、「重大疾病一時金特約」は消滅し、消滅時までは効力があったものとします。

## 6. 契約者配当金・解約払戻金・死亡返還金

### 【契約者配当金】

「あなたによりそうがん保険 ミライト」および特約には、**契約者配当金がありません。**

### 【解約払戻金】

主契約(がん保険2025〔解約払戻金有型・無型〕)の解約払戻金については、下記のとおりです。

特約には**解約払戻金がありません。**

#### ●解約払戻金有型の場合

- ・契約後短時間で解約した場合、通常は解約払戻金がまったくないか、あってもごくわずかです。また、解約払戻金は経過年数によって増加しますが、一定期間経過後は減少していきます。
- ・解約払戻金は、契約年齢、保険期間、経過年数などによって異なります。

#### ●解約払戻金無型の場合

- <保険料定額タイプ、保険料半額タイプの場合>
  - ・**解約払戻金はありません。**
- <保険料払済タイプの場合>
  - ・**保険料払込期間中は、解約払戻金はありません。**
  - ・保険料払込期間満了後は、治療給付金額と同額の解約払戻金があります。ただし、「治療給付金に関する入院・手術・放射線治療不担保特則」が付加されている場合、主契約の支払限度到達後は、解約払戻金のお支払いはありません。
  - ※解約払戻金のお支払いには、契約者からのご請求が必要となります。

### 【死亡返還金】

主契約(がん保険2025〔解約払戻金有型・無型〕)のご契約のタイプによっては、被保険者が死亡した場合、死亡返還金として下記の金額をお支払いします。

特約には**死亡返還金がありません。**

#### ●解約払戻金有型の場合

- ・被保険者が死亡した場合、経過年数に応じた死亡返還金をお支払いします。なお、死亡返還金は治療給付金額を下回らないものとします。

#### ●解約払戻金無型の場合

- <保険料定額タイプ、保険料半額タイプの場合>
  - ・**死亡返還金はありません。**
- <保険料払済タイプの場合>
  - ・**保険料払込期間中は、死亡返還金はありません。**
  - ・保険料払込期間満了後は、治療給付金額と同額の死亡返還金があります。ただし、「治療給付金に関する入院・手術・放射線治療不担保特則」が付加されている場合、主契約の支払限度到達後は、死亡返還金のお支払いはありません。
  - ※死亡返還金のお支払いには、契約者からのご請求が必要となります。
  - ※保険期間の始期(ご契約の復活が行われた場合は最後の復活の際の責任開始期)から3年以内に被保険者が自殺した場合など、死亡返還金をお支払いできない場合があります。

詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 7. 保険料について

- 保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。

- 具体的な保険料については **【保険料】P.5～8** などをご確認ください。

### 【払込方法】

保険料の払込方法には、「月払」「半年払」「年払」があります。

※保険料の払込経路によっては払込方法が限定される場合があります。

### 【更新がある特約の保険料払込み】

**【がん要精検後精密検査保障特約】** **【がん特定治療保障特約】** **【がん先進医療・患者申出療養特約】** **【女性がん特約】** **【外見ケア特約】**

- 更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
- 更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお申込みいただけます。
- 保険料払込免除が適用された特約は、更新後も保険料のお払込みは不要です。
- 同一の保障内容で更新する場合であっても、更新後の特約の保険料は更新前より高くなる場合があります。

## 8. 保険料に関する留意事項

### ●保険料払込免除

「がん診断保険料払込免除特約」を付加すると、「がん(※1)」と診断された場合(「経験者保険料率に関する特則」を付加する場合は所定の条件に該当した場合)、以後の主契約および特約の保険料のお払込みが免除となります。なお、この特約を付加した場合、ご契約の保険料は付加しない場合の保険料に比べ、高くなります。

(※1)「上皮内新生物保障特則」を付加した場合、「上皮内新生物」と診断された場合も免除の対象となります。

※保険料払込免除事由が発生していない場合に限り、「がん診断保険料払込免除特約」を解約することができます。解約後の保険料は「がん診断保険料払込免除特約」を付加していない場合の保険料になります。

※「経験者保険料率に関する特則」を付加する場合は、「上皮内新生物保障特則」を付加することはできません。また、「上皮内新生物保障特則」のみを解約することはできません。

## 9. 保険料払込みの流れ

保障の開始までには「**待ち期間(保障されない期間)**」があります。ただし、「重大疾病一時金特約」には「待ち期間」はありません。

▶▶保障の開始について、詳しくはP.20をご確認ください。

### 「責任開始期に関する特約」を付加した場合

この特約は**団体・集団によっては取扱いをしていない場合があります。詳細は、裏面に記載のアフラックコールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。**

- 契約日：第1回保険料払込日の**属する月の1日**(この日の満年齢で保険料が決まります)
- 給与控除の場合、保険料は毎月給与よりお申込みいただけます。
- 集金代行の場合、保険料は団体(集団)の集金事務委託会社の請求に基づき、契約者の指定口座から自動振替によりお申込みいただけます。

### 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

- 契約日：申込み・告知と第1回保険料払込みが**ともに完了した日の属する月の翌月1日**(この日の満年齢で保険料が決まります)
- 給与控除の場合、保険料は毎月給与よりお申込みいただけます。
- 集金代行の場合、保険料は団体(集団)の集金事務委託会社の請求に基づき、契約者の指定口座から自動振替によりお申込みいただけます。

### 保障開始までのスケジュール〔団体取扱・月払の場合〕

詳細は当社または募集代理店にお問い合わせください。

ご契約上の保障を開始する時期(日)を「**責任開始期(日)**」といいます。「あなたによりそうがん保険 ミライト」および特約には、「責任開始期(日)」までの「待ち期間(保障されない期間)」があります。ただし、「重大疾病一時金特約」には「待ち期間」はありません。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合	「責任開始期に関する特約」を付加しない場合
A: 待ち期間がある 「重大疾病一時金特約」以外の保障	B: 待ち期間がない「重大疾病一時金特約」の保障
<b>責任開始期(日)</b> Aの保障: 「第1回保険料のお払込み日の属する月の1日(保険期間の始期の属する日)」から3か月を経過した日の翌日 Bの保障: 第1回保険料のお払込み日の属する月の1日(保険期間の始期)	<b>責任開始期(日)</b> Aの保障: 「告知および第1回保険料のお払込みがともに完了した日(保険期間の始期の属する日)」から2か月(*2)を経過した日の翌日(ただし、その日が、告知の日から3か月を経過していない場合には、告知の日から3か月を経過した日の翌日) Bの保障: 告知および第1回保険料のお払込みがともに完了した時(保険期間の始期)
<p>〔補足〕<b>担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。</b>保険契約はお客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行います)。</p>	

## 10. お引受けの条件「がん保険」および特約には、それぞれ限度額があります。

主契約・特約名称	給付金・契約の限度	通算の限度
<b>主契約</b> がん保険2025〔解約払戻金有型・無型〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>診断給付金額(がんの場合の給付金額)</b> ミライトバリューコース/ミライト基本コースの場合 50万円 ミライト充実コースの場合 100万円</li> <li>●<b>治療給付金額</b> 50,000円(固定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>診断給付金</b> 被保険者1人につき、当社「がん保険」の診断給付金額と特定診断給付金額を通算して1,200万円まで</li> <li>●<b>治療給付金</b> 被保険者1人につき、がん治療保障特約とがん治療保障特約〔2022〕の特約給付金額、がん保険2025〔解約払戻金有型・無型〕の治療給付金額を通算して30万円まで</li> </ul>
がん入院特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>入院給付金日額</b> ミライト基本コース/ミライト充実コースの場合 1契約につき、5,000円(固定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>入院給付金と通院給付金</b> 被保険者1人につき、当社の「がん保険」などの入院給付金日額・通院給付金日額をそれぞれ通算して60,000円まで ※契約日の年齢が満65歳以上の方は45,000円まで</li> </ul>
がん通院特約〔2025〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>通院給付金日額</b> 5,000円(固定)</li> </ul>	
診断給付金複数回支払特約〔2025〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>治療給付金額×20または200万円のいずれか小さい額</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者1人につき、当社「がん保険」の「診断給付金複数回支払特約」の特約給付金額を通算して1,200万円まで</li> <li>●診断給付金複数回支払特約〔2025〕の標準体料率・経験者保険料率を通算して、200万円まで</li> </ul>
がん先進医療・患者申出療養特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>1契約につき、1特約のみ</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者1人につき、通算して1特約のみ ※当社「がん保険」「医療保険」に付加する先進医療関連の特約のいずれかをご契約の場合には、新たな先進医療関連の特約をご契約いただけません。(「21世紀がん保険」「アフラックのがん保険(フォルテ)」などに付加される「がん高度先進医療特約」は通算の対象ではありません。)</li> </ul>
がん要精検後精密検査保障特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>1契約につき、1特約のみ</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者1人につき、通算して1特約のみ</li> </ul>
がん特定治療保障特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>1契約につき、1特約のみ</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者1人につき、通算して1特約のみ</li> </ul>
外見ケア特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>1契約につき、1特約のみ</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者1人につき、通算して1特約のみ</li> </ul>
重大疾病一時金特約	100万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本特約と医療保険に付加する三大疾病入院一時金特約、三大疾病一時金特約、引受基準緩和型三大疾病一時金特約A、三大疾病一時金特約〔2020〕を通算して200万円まで</li> </ul>
女性がん特約〔2018〕	すべての商品の女性がん関連の特約を通算して、1特約(医療保険に付加する「女性特定手術特約」も通算対象)	

# 注意喚起情報

ご契約に際しては、保険契約者様(保険契約を結ばれる方)および被保険者様(保障の対象となる方)ともにご本人様が内容をご確認のうえ、お申込みください。

## 1. 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません

- 契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力<sup>(※1)</sup>に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係<sup>(※2)</sup>を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。
  - 保険契約締結後に反社会的勢力<sup>(※1)</sup>に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係<sup>(※2)</sup>を有していることが判明した場合には、約款に基づき保険契約が解除されます。
- (※1)暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。  
(※2)反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

## 2. お申込みの撤回または解除について(クーリング・オフ制度)

- お申込者またはご契約者は、つぎのいずれかの日からその日を含めて**8日以内**(郵便の場合、8日以内の消印有効)であれば、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)
  - ①「責任開始期に関する特約」を付加した場合  
ご契約の申込日または告知日のいずれか遅い日(第1回保険料を勤務先などの団体や集団を通じてお申込みいただく場合は、第1回保険料の払込日の属する月の1日)
  - ②「責任開始期に関する特約」を付加しない場合  
ご契約の申込日または第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)のお払込みの日のいずれか遅い日(第1回保険料をクレジットカードでお支払いになる場合は、ご契約の申込日またはクレジットカードの有効性を確認した日のいずれか遅い日)
- お申込みの撤回等をした場合には、お申込みいただいた金額をお返しします。

### 【お申込みの撤回等の方法】

上記の期間内に当社オフィシャルホームページから撤回等のお申し出を送信していただくか、または当社宛てに郵便により文書を送付してください。

- ・当社オフィシャルホームページよりお申込みの撤回等をする場合  
以下のURLにアクセスし、必要項目を入力の上、送信してください。

- アフラックホームページ** <https://www.afclac.co.jp/form/mail/index.php>
- ・郵便によりお申込みの撤回等をする場合  
※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉を漏れなく記載してください。  
書式は自由です。

- 〈記入項目〉
- ① 記入日 ② 撤回等の理由および撤回等をしたい意思
  - ③ 契約者の自署・フリガナ ④ 契約者の生年月日
  - ⑤ 契約者の住所・電話番号 ⑥ 被保険者名 ⑦ 保険種類(特約中途付加の場合は特約種類) ⑧ 証券番号(不明の場合は未記入でも可)
- ※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。  
〈郵送先〉〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号 アフラック 契約部 撤回担当
- つぎの場合には、お申込みの撤回等ができません。  
すでに契約したご契約の内容を変更する場合

## 3. 告知義務について

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態について、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
  - ご契約に際しては、被保険者の健康状態について「告知書」上で当社がおたずねすることがらについて、**被保険者自身があるままを記入(告知)してください。**
  - 医師の診査を受けて契約される場合、医師が口頭で告知を求めている場合があります。その場合もありのままを伝えて(告知)してください。
  - 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**
- 〈補足〉
- ・告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
  - ・当社の社員または当社で委託した担当者が、「ご契約のお申込み後」または「給付金などのご請求」や「保険料払込免除のご請求の際に、お申込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。

### 【既往症や通院歴などがある場合】

- 当社では、被保険者の健康状態などに応じた引受対応を行っています。
- 健康状態によっては当社が指定する特定の疾病を保障しない「特別条件特約」を付加することでご契約をお引受けできる場合があります。
  - 今までに「がん(悪性新生物)」を経験された方は健康状態によっては、「経験者保険料率に関する特約」を付加することで保険料を割増して、ご契約をお引受けできる場合があります。
  - 「告知義務違反」がある場合、ご契約を解除することがあります。

### 【告知義務違反】として保険契約を解除することがあるケース】

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、保険期間の始期から2年以内のとき
  - 保険期間の始期から2年を経過していても、給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合
- 上記の場合、給付金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払込みを免除することはできません。なお、解除の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。
- 上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

## 4. 保険証券などについて

- ご契約をお引受けしますと、「保険証券」または「裏書のお知らせ(承認通知書)」などをご契約者にお送りいたします。

- 「保険証券」などの内容が、お申込みの内容と相違していないかご確認ください。万一、内容が相違していたり、ご不審な点がありました場合には、すぐに当社または募集代理店にご連絡ください。

## 5. 保障の開始(責任開始)について

- 当社が、ご契約上の保障を開始する日を、責任開始期(日)といいます。ご契約を当社がお引受けすることを承諾した場合の「責任開始期(日)」は、つぎのとおりです。  
①「責任開始期に関する特約」を付加した場合  
団体取扱の場合  
第1回保険料の払込日の属する月の1日(保険期間の始期の属する日)から3か月を経過した日の翌日  
ただし、「重大疾病一時金特約」の責任開始期(日)は、第1回保険料の払込日の属する月の1日(保険期間の始期)
  - ②「責任開始期に関する特約」を付加しない場合  
団体取扱の場合  
告知および第1回保険料のお払込みがともに完了した日(保険期間の始期の属する日)から2か月を経過した日の翌日(ただし、その日が、告知の日から3か月を経過していない場合には、告知の日から3か月を経過した日の翌日)ただし、「重大疾病一時金特約」の責任開始期(日)は、告知および第1回保険料のお払込みがともに完了した日(保険期間の始期)
- ※責任開始日まで待ち期間があります。詳細は「パンフレット」「契約概要」「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。ただし、「重大疾病一時金特約」には「待ち期間」はありません。

- 当社の生命保険募集人はお客様と当社の保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

## 6. 給付金・保険金などが支払われない場合について

- 「**経験者保険料率に関する特約**」が付加されていない場合で、**責任開始日の前日以前に「がん(悪性新生物)」と診断確定されていないとき**「がん(悪性新生物)」と診断確定されていた場合には、契約者および被保険者がその事実を知っているかいないかにかかわらずご契約は無効(復活の場合、復活の取扱いは無効)となり、給付金などをお支払いできません。ただし、被保険者が、告知前または告知の時から責任開始日の前日以前に当社が指定した特定疾病の診断確定を受けていた場合、当社が指定した特定疾病の診断確定に限っては、無効とならない場合があります。「重大疾病一時金特約」の無効の取扱いについては、P.19「5.特約の消滅」をご確認ください。
  - 「**経験者保険料率に関する特約**」が付加された場合で、**責任開始日の前日以前の所定の期間内に「がん(悪性新生物)」と診断確定されていたとき、または「がん(悪性新生物)」の治療が行われていたとき**被保険者が、告知の時から遡って5年以内(当社の定める条件を満たした場合は3年以内)または告知の時から責任開始日の前日以前に「がん(悪性新生物)」と診断確定されていたとき、または「がん(悪性新生物)」の治療が行われていたときは、契約者および被保険者がその事実を知っているかいないかにかかわらずご契約は無効となり、給付金などをお支払いできません。「重大疾病一時金特約」の無効の取扱いについては、P.19「5.特約の消滅」をご確認ください。
  - 責任開始日の前日以前に診断確定された「上皮内新生物」の場合**
  - 告知内容が事実と相違し、**告知義務違反によりご契約が解除**された場合
  - 保険料のお払込みがなかったため、**ご契約が失効**している場合
  - 保険契約に関する詐欺行為**によりご契約が取消しとなった場合や、給付金などの**不法取得目的**によりご契約が無効になった場合
  - 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたとき**や、契約者、被保険者または給付金などの受取人が、**暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当**すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- 上記以外にも、給付金などをお支払いできないことがあります。詳しくはP.9~22のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 7. 保険料の払込猶予期間・無効・失効・復活について

- 【ご契約の無効および失効】**  
保険料は払込期月内にお払込みください。なお、払込期月内のお払込みがない場合でも、一定の猶予期間があります。  
「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について
- 第1回保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は無効となります。**
- 第1回保険料のお払込みがなかったためご契約が無効となった場合、同一の被保険者について今後新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加いただけないことがあります(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です)。
- 第2回以後の保険料について
- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払込まれない場合、**ご契約は失効となります。**

### 【ご契約の復活】

- 失効したご契約でも、失効した日から1年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。
- この場合、あらためて告知をしていただき、必要な保険料のお払込みを行っていただきます。ただし、解約払戻金を請求した場合や、健康状態などによってはご契約の復活はできません。
- 復活を承諾した契約の「復活日」は、「未払込保険料の払込日」もしくは「復活承認請求書の告知日」のいずれか遅い日となり、「復活日」から保障が再開します。
  - 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活の取扱いはありません。

## 8. お申込みのご契約が更新型、または更新型の特約が含まれている場合

- 更新後の保険・特約には、更新日現在の普通保険約款、特約条項が適用され、更

お申込みの際して、特にご注意ください事項や不利益となる事項をまとめています。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。ご契約に際しては「契約概要」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。

新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって計算されます。

## 9. 解約と解約払戻金について

- お申込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金・給付金などのお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約されると、解約払戻金は多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 解約払戻金は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数・市場金利などによっても異なりますが、特にご契約後、短期間で解約されたときの解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 保険種類などによって解約払戻金があるタイプや、ないタイプ、削減タイプがあります。詳細はP.19「6. 契約者配当金・解約払戻金・死亡返還金」をご確認ください。

## 10. 新たな保険契約への乗り換えや見直しについて

- 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につきの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。
- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
  - 一定期間のご契約の継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります。**
  - 新たな保険契約の保険期間の始期を起算日として、「告知義務違反」による**解除の規定が適用**されます。また、詐欺にによるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての**詐欺行為などが適用の対象**となります。詳しくはP.21「3. 告知義務について」をご確認ください。
  - 健康状態などによってはお引受けできません。新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

## 11. ご契約内容の見直し方法について

	特徴	しくみ	現在のご契約	保険料
条件付解約	現在のご契約を解約し、新しいご契約に加入することで、保障内容などを充実させることができます。	現在のご契約	消滅します <sup>(※3)</sup>	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により計算します。 ※予定利率が現在ののご契約より引下げられ、保険料が上げられることがあります。
追加契約	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。	現在のご契約 + 新たなご契約	継続します	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払込みいただけます。
特約の中途付加	現在のご契約の保障内容や保険期間は変えずに、保障を充実させることができます。	現在のご契約	継続します	被保険者の満年齢 <sup>(※4)</sup> 、保険料率 <sup>(※5)</sup> により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払込みいただけます。

(※3) 新たなご契約の契約日前日に解約となります。また、解約払戻金などがあれば契約者へお支払いします(新たなご契約に充当はされません)。

# その他重要事項

ご契約のお申込みの際して「契約概要」「注意喚起情報」とあわせてご確認ください補足的情報をまとめています。ご契約に際しては「契約概要」「注意喚起情報」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。

## 個人情報取扱(保険契約者および被保険者の皆様へ)

### ●プライバシーポリシー

当社は「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これに基づいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

## 医療費助成制度

お子さまが医療機関で治療等を受けた際には、その費用の一部または全額が地方自治体から助成される制度があります。制度の名称、助成内容は地方自治体によって異なりますので、詳細は、お住まいの地方自治体にお問い合わせください。

## 「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違い

「がん」とは「悪性新生物」のことで、上皮性腫瘍においては病変が基底膜を越えて(大腸については粘膜下へ)浸潤しているものをいい、血管やリンパ管を通して転移する可能性のあるものをいいます。一方、「上皮内新生物」とは、病変が上皮内(大腸については粘膜内)にとどまっているものをいい、血管やリンパ管に接していないため、転移しないことが「がん(悪性新生物)」との大きな違いです。

- (※4) 主契約の保険料払込期間が終身の場合は、中途付加日時点における満年齢となります。  
主契約の保険料払込期間が歳払済の場合は、中途付加日の直前の主契約の年単位の契約応当日時点における満年齢となります(中途付加日が主契約の年単位の契約応当日と一致する場合は中途付加日時点での満年齢)。
- (※5) 中途付加日(脱退後5年を経過しない者)における保険料率となります。

- いずれの方法をご利用いただく場合も改めて告知が必要になるため、被保険者の**健康状態によっては、ご利用できない場合があります。**
- ご契約中の特約を解約して新たな特約を中途付加する場合、新たな特約の保障の開始まで「待ち期間(保障されない期間)」があるため、**ご契約中の特約と新たな特約ともに保障の対象とならない期間があります**(「重大疾病一時金特約」を除く)。
- 現在ご契約のがん保険の種類や内容によっては取扱いできない場合があります。  
**各がん保険の見直し方法の詳細については、当社ホームページをご確認いただくか、裏面に記載のアフラックコールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。**

## 12. 給付金などのお支払手続きに関する留意事項について

- 給付金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金などの支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性があるとと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当社保険金コンタクトセンターまたは担当代理店にご連絡ください。**
- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります。**ご不明な点がある場合は当社保険金コンタクトセンターまたは担当代理店にご連絡ください。
- 支払事由についてはP.9~22のほか、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。詳しくは「ご契約のしおり・約款」の「指定代理請求特約」についてをご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

## 13. 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合について

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減される場合があります。**
- 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、契約時の給付金額などが削減されることがあります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」の「生命保険契約者保護機構」についてをご確認ください。

## 14. お客様からの相談・照会・苦情などのご連絡先

- 保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、下記の当社コールセンターまたは本冊子裏面の募集代理店にご連絡ください。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客様の相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- この商品にかかわる指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

アフラックコールセンター

通話料 無 料	0120-5555-95	受付 時間	[月曜日~金曜日] 9:00~18:00 [土曜日] 9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除きます。
------------	--------------	----------	--

一般社団法人 生命保険協会

ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>